

水道料金改定のお知らせ

令和元年10月1日から消費税率（地方消費税含む）が10%に引き上げられますので、**令和元年11月分水道料金**（10月検針日から11月検針日まで）より消費税相当額を10%に変更いたします。

なお、今回の変更では、基本料金や超過料金など税抜き料金部分は変更いたしません。

○基本料金（10 m³以内）でのご使用の場合

単位（円）

量水器口径	従来水道料金 (消費税8%相当額)	新水道料金 (消費税10%相当額)
φ13mm	1,130	1,150
φ20mm	1,160	1,180
φ25mm	1,200	1,230
φ30mm	1,230	1,250
φ40mm	1,440	1,470
φ50mm	1,620	1,650
φA50mm	2,700	2,750
φA75mm	3,020	3,080

※くわしくは、「水道料金の算出方法」をご覧ください。